

2022年2月21日



# 脱炭素社会の実現に向けて

環境省近畿地方環境事務所 環境対策課

係員 西田雄士



## 1. 気候変動をめぐる動向

## 2. 地域脱炭素実現に向けた環境省施策

- (1) 地球温暖化対策推進法の改正
- (2) 地域脱炭素ロードマップ
- (3) 支援パッケージ

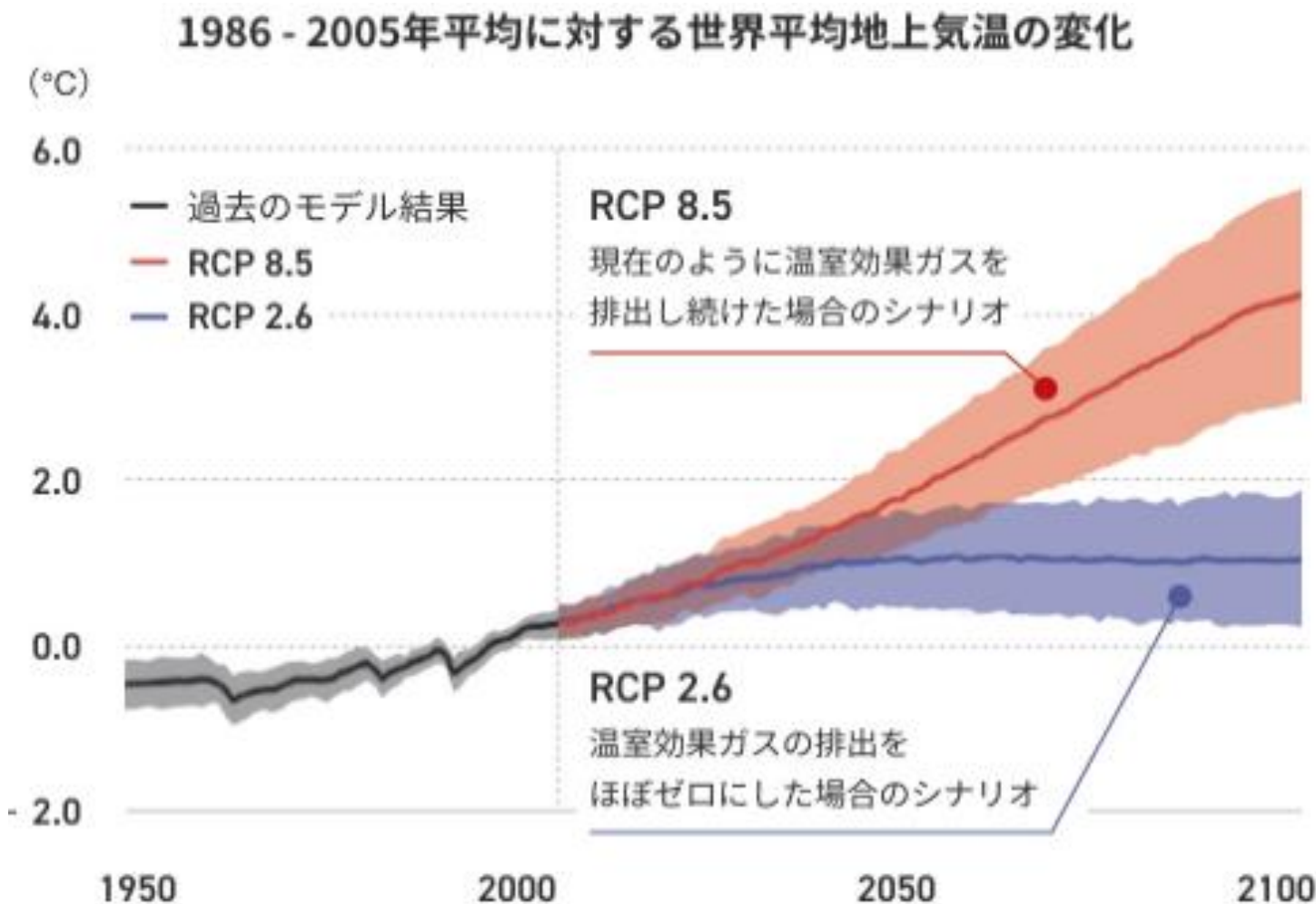
---

# 1. 気候変動を巡る動向

---

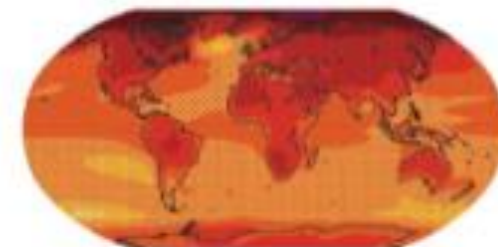
# 気候変動対策に取り組む必要性

- 気候変動による破局的なシナリオを回避すべく、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」の目標を掲げています



### 年平均地上気温の変化

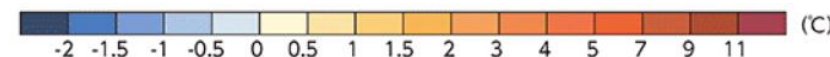
**RCP 8.5**  
CO<sub>2</sub>などの排出を抑えないため  
気温上昇が大きい



**RCP 2.6**  
CO<sub>2</sub>などの排出を抑えるため  
気温上昇が少ない



出典：IPCC AR5 WG I SPM Fig. SPM.8(a)



# 気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）の概要

## ○時期・場所

- ・2021年10月31日～11月12日  
（1日延長し、13日に閉会）
- ・英国・グラスゴー

## ○参加国

- ・約200カ国・地域

## ○議長

- ・アロク・シャーマ  
（元英国ビジネスエネルギー産業戦略大臣）

## ○主な成果（グラスゴー気候協定）

- ・世界の平均気温の上昇を**1.5度**に抑える努力を追求することへの決意
- ・2022年末までに、2030年目標を再度見直し、強化することを各国に要請
- ・対策のされていない**石炭火力の段階的削減**、非効率な化石燃料補助金の廃止
- ・削減量の国際取引を認める**市場メカニズム**の合意 など



（首相官邸HPより）

# 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2021年12月28日時点

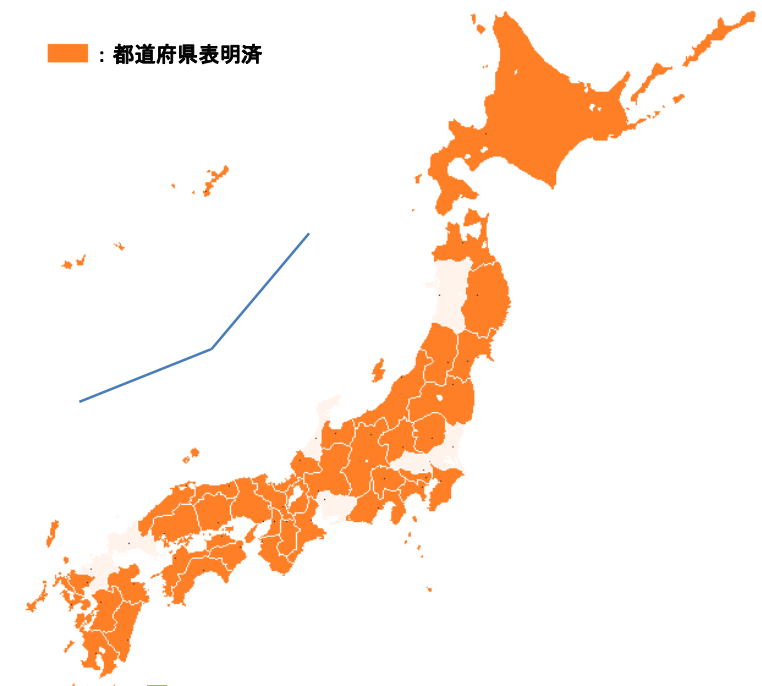


■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする514自治体（40都道府県、306市、14特別区、130町、24村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。**表明自治体総人口約1億1,250万人**※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。

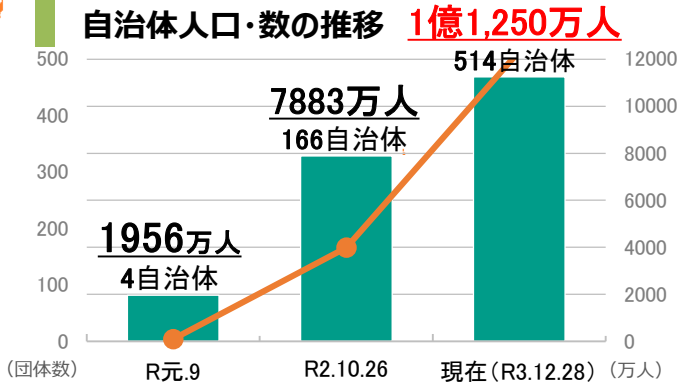
## 表明都道府県（1億72万人）

■ : 都道府県表明済



## 表明市区町村（6,930万人）

北海道	岩手県	福島県	栃木県	埼玉県	東京都	新潟県	山梨県	長野県	愛知県	大阪府	鳥取県	香川県	熊本県
古平町	久慈市	郡山市	那須塩原市	秩父市	葛飾区	佐渡市	南アルプス市	白馬村	豊田市	枚方市	北栄町	善通寺市	熊本市
札幌市	二戸市	大熊町	大田原市	さいたま市	多摩市	粟島浦村	甲斐市	池田町	みよし市	東大阪市	南部町	高松市	菊池市
二七二町	葛巻町	浪江町	那須烏山市	所沢市	世田谷区	妙高市	笛吹市	小谷村	半田市	泉大津市	米子市	東かがわ市	宇土市
石狩市	葛代村	福島市	那須町	深谷市	豊島区	十日町市	上野原市	軽井沢町	岡崎市	大阪市	鳥取市	丸亀市	宇城市
稚内市	軽米町	広野町	那珂川町	小川町	武蔵野市	新潟市	中央市	立科町	大府市	阪南市	境港市	坂出市	阿蘇市
釧路市	野田村	檜菜町	鹿沼市	飯能市	調布市	柏崎市	市川三郷町	南箕輪村	田原市	豊中市	日南町	宇多津町	合志市
厚岸町	九戸村	本宮市	宇都宮市	狭山市	足立区	津南町	富士川町	武豊町	吹田市	吹田市	島根県	愛媛県	美里町
喜茂別町	洋野町	喜多方市	日光市	入間市	国立市	村上市	昭和町	小諸市	犬山市	高石市	松江市	松山市	玉東町
鹿追町	一戸町	白河市	群馬県	日高市	港区	新発田市	北社市	東御市	蒲郡市	能勢町	邑南町	新居浜市	大津町
羅臼町	八幡平市	会津若松市	太田市	春日部市	江崎市	胎内市	甲府市	松本市	小牧市	小牧市	河内長野市	美郷町	菊陽町
富良野市	宮古市	茨城県	藤岡市	久喜市	中央区	小千谷市	富士吉田市	上田市	春日井市	堺市	出雲市	四万十市	高森町
当別町	一関市	水戸市	神流町	越谷市	新宿区	富山県	都留市	高森町	常滑市	八尾市	岡山県	宿毛市	西原村
小樽市	紫波町	土浦市	みなかみ町	草加市	荒川区	魚津市	山梨市	伊那市	知多市	和泉市	真庭市	南門市	御船町
紋別市	釜石市	古河市	大泉町	三郷市	北区	南砺市	大月市	飯田市	稲沢市	熊取町	岡山市	高知市	御阿蘇町
苫小牧市	宮城県	結城市	館林市	吉川市	江東区	立山町	藤崎市	豊橋市	豊橋市	岸和田市	津山市	黒潮町	嘉島町
足寄町	気仙沼市	常総市	嬬恋村	八潮市	墨田区	富山市	甲州市	大垣市	三重県	太子町	玉野市	本山町	益城町
更別村	富谷市	高萩市	上野村	松伏町	利島村	松伏町	早川町	郡上市	志摩市	志摩市	泉佐野市	総社市	宇佐町
清水町	美里町	北茨城市	千代田町	川越市	中野区	石川県	身延町	羽島市	南伊勢町	備前市	福岡県	山都町	山都町
沼田町	仙台市	午久市	前橋市	本庄市	杉並区	加賀市	南部町	中津川市	桑名市	明石市	瀬戸内市	大木町	荒尾市
旭川市	岩沼市	鹿嶋市	みどり市	美里町	千代田区	金沢市	道志村	大野町	多気町	神戸市	赤磐市	福岡市	球磨村
室蘭市	名取市	潮来市		美里町	府中市	白山市	西桂町	静岡県	明和町	西宮市	和気町	北九州市	大分県
名寄市	秋田県	守谷市		鴻巣市	神奈川県	小松市	忍野村	御殿場市	大台町	姫路市	早島町	久留米市	大分市
大樹町	大館市	常陸大宮市		桶川市	横浜市	福井県	山中湖村	浜松市	大紀町	加西市	久米南町	大野城市	宇佐市
秩父別町	大湯村	那珂市		吉見町	小田原市	坂井市	鳴沢村	静岡市	紀北町	豊岡市	美咲町	鞍手町	日田市
釧路町	山形県	筑西市		千葉県	鎌倉市	福井市	富士河口湖町	牧之原市	度会町	芦屋市	吉備中央町	小竹町	宮崎県
弟子屈町	東根市	坂東市		野田市	川崎市	大野市	小菅村	富士宮市	滋賀県	三田市	倉敷市	太宰府市	串間市
三笠市	米沢市	桜川市		我孫子市	開成町	鯖江市	丹波山村	御前崎市	湖南市	尼崎市	奈義町	みやま市	宮崎市
妹背牛町	山形市	つくばみらい市		浦安市	三浦市	敦賀市		藤枝市	近江八幡市	宝塚市	西粟倉村	篠栗町	都農町
上士幌町	朝日町	小美玉市		四街道市	相模原市	越前市		焼津市	草津市	高砂市	広島県	宗像市	五ヶ瀬町
八戸市	高島町	茨城町		千葉市	横須賀市	千代田区		伊豆の国市	京都市	京都市	尾道市	古賀市	鹿児島県
七戸町	庄内町	城里町		成田市	藤沢市	藤沢市		島田市	京都市	京都市	広島市	みやこ町	鹿児島市
つがる市	飯豊町	東海村		八千代市	厚木市	厚木市		富士市	与謝野町	与謝野町	大崎上島町	佐賀県	知名町
深浦町	南陽市	五霞町		木更津市	秦野市	秦野市		磐田市	宮津市	宮津市	山口県	武雄市	指宿市
佐井村	川西町	境町		銚子市	葉山町	葉山町		湖西市	大山崎町	大山崎町	下関市	佐賀市	瀬戸川内市
	鶴岡市	取手市		船橋市	船橋市	茅ヶ崎市		裾野市	京丹後市	京丹後市	田原本町	長崎県	瀬戸内町
	尾花沢市	下妻市		佐倉市	佐倉市	寒川町		裾野市	京田辺市	京田辺市	葛城市	平戸市	肝付町
	白鷹町	ひたちなか市		館山市	館山市	真鶴町		裾野市	亀岡市	福知山市	和歌山県	阿南市	南大隅町
	最上町	笠間市		南房総市	南房総市	松田町		裾野市	福知山市	福知山市	那智勝浦町	北島町	錦江町
				君津市	伊勢原市	伊勢原市		裾野市	綾部市	綾部市	日高川町	三好市	阿久根市
				匠礎市				裾野市	城陽市	城陽市			長島町
													日置市
													沖繩県
													久米島町
													竹富町
													沖繩市



\* 朱書きは表明都道府県、その他の色書きはそれぞれ共同表明団体、市区町村の表明のない都道府県名は省略

---

## 2. 地域脱炭素実現に向けた環境省施策

---

- (1) 地球温暖化対策推進法の改正
- (2) 地域脱炭素ロードマップ
- (3) 支援パッケージ

# 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律 令和3年6月2日公布

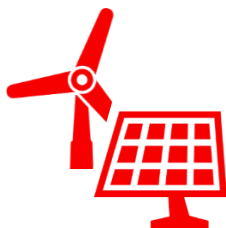
「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け  
脱炭素に向けた取組・投資を促進

## 地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や 「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

## 地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつなげる  
企業の排出量情報のオープンデータ化

## 企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化 開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。



# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について

## 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

## 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

## 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続きのワンストップ化（※3）**や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

# 想定される促進区域のイメージ —促進・調整エリア—

■ 環境省令や、(設定されていれば)都道府県の基準に基づくエリアを除いたエリアについて、再エネポテンシャルを最大限活かして促進するとしてポジティブに設定されるエリア（促進区域）と、その他白地なエリア（調整エリア）で区域内を区分する。

※ 環境省令や都道府県の基準では、一律に促進区域からの除外は求めないが、個別事業での環境保全措置を求めべきエリアや保全対象等も、定めることを想定。

## エリアのイメージ

促進区域

再エネを促進するとしてポジティブに設定されるエリア

白地なエリア  
(調整エリア)

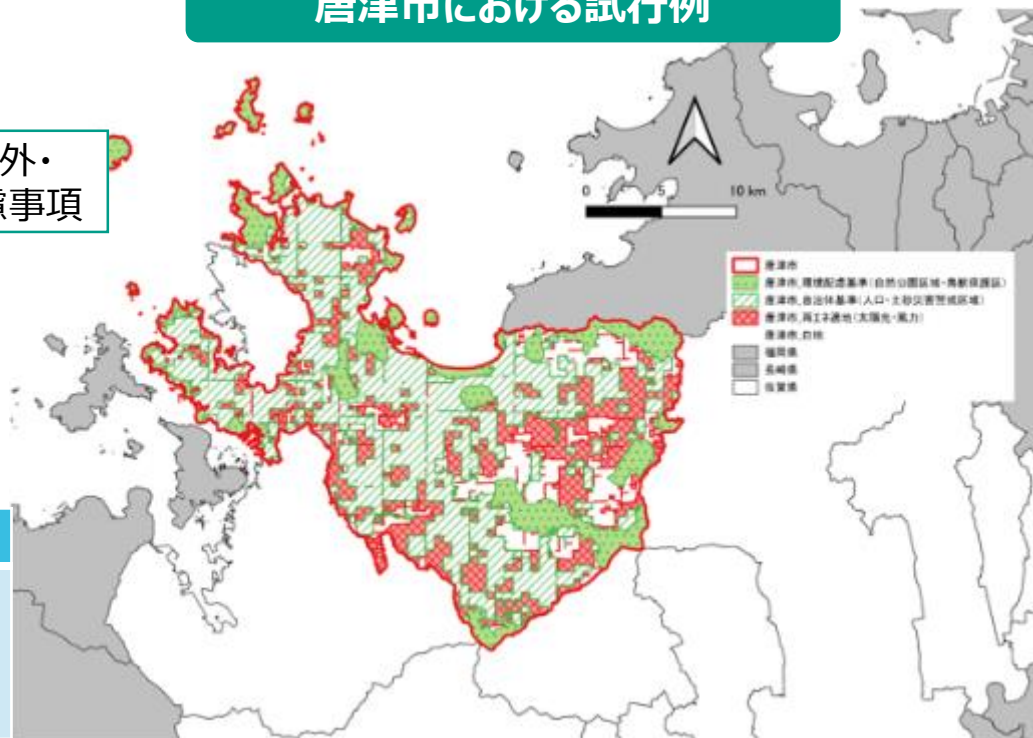
自治体

環境省令  
に基づく  
エリア

除外・  
配慮事項

都道府県基準に  
基づくエリア

## 唐津市における試行例



出所) 国土数値情報、REPOSから作成

設定例	概要	具体例
環境省令	全国一律で一般的かつ明確な内容を想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然保護区域等の事実上又は法律上立地不可能な区域の除外</li> <li>光害や騒音等の防止</li> <li>住居に近接する場合の配慮</li> </ul>
環境配慮基準	環境省令を踏まえつつ、それに地域の自然的社会的条件を加えて、一定の具体的な面的な地理情報を念頭に置いた基準	当該エリアごとに、 <ul style="list-style-type: none"> <li>居住地域からの距離</li> <li>森林からの距離</li> <li>鳥の営巣地からの距離</li> </ul> 等の地域別事情等から立地できない区域の有無等

促進区域設定に当たっては、環境省が各種データを整備している環境アセスメントデータベース（EADAS）や、再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）をご活用ください。

# 地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

■ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下のとおり。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ
<p><b>1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令)</b>                      国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。</p>	国	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; border: 1px solid #333;">その他のエリア</div> <div style="background-color: #99c2ff; padding: 10px; border: 1px solid #333;">市町村が考慮すべきエリア・事項</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 10px; border: 1px solid #333;">除外すべきエリア</div> </div>
<p><b>2. 都道府県の環境配慮基準の設定</b>                      都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。</p>	都道府県	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; border: 1px solid #333;">その他のエリア</div> <div style="background-color: #99c2ff; padding: 10px; border: 1px solid #333;">市町村が考慮すべきエリア・事項</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 10px; border: 1px solid #333;">除外すべきエリア</div> </div>
<p><b>3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定</b>                      市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。</p>	市町村	<div style="text-align: center;"> <p>〈地方公共団体実行計画〉</p> <p style="font-weight: bold; color: white; background-color: #2e8b57; padding: 5px;">促進区域・地域の環境の保全のための取組等</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>・協議会等の協議</p> </div>
<p><b>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定</b>                      事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。</p>	事業者	<div style="text-align: center;"> <p>〈地域脱炭素化促進事業計画〉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #4db6ac; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">地域脱炭素化促進施設の整備</div> <div style="background-color: #4db6ac; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">地域の脱炭素化のための取組</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #4db6ac; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">地域の環境の保全のための取組</div> <div style="background-color: #4db6ac; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;">地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</div> </div> </div>
<p><b>5. 地域脱炭素化促進事業の認定</b>                      事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。</p>	市町村	<div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>・協議会等での協議</p> <p>・ワンストップ化特例</p> <p>・アセス配慮書省略</p> </div>

# 地方公共団体実行計画の策定～地域脱炭素化促進事業計画の認定に至る流れ

温対法の位置づけ

地方公共団体実行計画の策定

地域脱炭素化促進事業計画の認定

市町村

**市町村が** 議論の場（協議会等）を設けて、ステークホルダー（関係者・関係機関）とともに、**課題のあぶりだし・解決方法を検討**

協議会

協議会等において、

- 環境保全上の支障のおそれのないよう「**促進区域**」を議論
- 市町村として事業者を求める
  - ・ **地域の環境の保全のための取組**
  - ・ **地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組** 等

※改正地球温暖化対策推進法第21条5項各号も議論

市町村の地方公共団体実行計画に記載

合意形成の促進

市町村は、事業者から申請を受けて、関係機関に許認可等の書類を転送

**促進区域における事業者**に求める左記の取組を満たした**事業計画を認定**

※改正地球温暖化対策推進法第22条の2

事業者

事業の構想

事業の候補地や調整が必要な課題の見える化  
事業予見性が高まる

事業計画の立案

許認可手続のワンストップ化等

事業計画の実施

---

## 2. 地域脱炭素実現に向けた環境省施策

---

- (1) 地球温暖化対策推進法の改正
- (2) 地域脱炭素ロードマップ
- (3) 支援パッケージ

# 国・地方脱炭素実現会議～実行の脱炭素ドミノへ～



- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に脱炭素方策を議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日から計3回開催し、令和3年6月9日の第3回で「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

## 【第3回目会議における総理発言（抜粋）】

- 2030年までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を創出する目標を掲げ、国による支援を集中的に進めてまいります。
- 具体的には、国から地域への資金支援を複数年度にわたって継続的に可能とすることで、自治体が脱炭素化の取組を計画的に進めやすくします。国や地方の公共施設の太陽光発電の導入など、公共部門が率先して、再エネ導入・省エネ対策を進めます。加えて、一部の自治体のふるさと納税で、再エネ電気を返礼品として扱う動きがあり、ルールを整備することで、全国で再エネの需要を拡大します。
- 地域の取組が国全体の大きな脱炭素化につながるよう、改めて国と地方が連携して取組を進めるようお願いいたします。

### ● 構成メンバー

<政府> 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、  
内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣  
<地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

### ● 開催経緯

第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組

第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案

第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定。

※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施。



# 地域脱炭素ロードマップの全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を**積極支援**
  1. 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
  2. 全国で、**重点対策**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）



5年間の集中期間に  
政策総動員

## ➤ 3つの基盤的施策

- **人材・情報・資金の継続的・包括的支援スキーム** 構築  
(地方支分部局が水平連携して支援実施)
- **ライフスタイルイノベーション**  
(排出見える化やふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用)
- **ルールのイノベーション**  
(風力発電の環境アセスの最適化や、地熱発電の開発加速化など)

全国で多くの脱炭素ドミノ

脱炭素で強靱な活力ある  
地域社会を全国で実現

「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

# 脱炭素先行地域づくり① 要件



- 地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組を実行
- 地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す

## 脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件

脱炭素先行地域で実現する削減レベルの要件は、脱炭素へといち早く移行していく一環として、地域特性に応じた効果的・効率的な手法を活用し、**2030年度までに**、「脱炭素先行地域の範囲の種類」で後述するような範囲内で、**地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減**に取り組み、

### ① **民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出については実質ゼロを実現すること**

（地域内の民生部門の電力需要量を推計し、地域内の民生部門の再エネ供給量及び省エネによる削減量の合計がそれと同等以上となる計画であること）

### ② **民生部門の電力以外**のエネルギー消費に伴うCO<sub>2</sub>やCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの排出、民生部門以外の地

域と暮らしに密接に関わる自動車・交通、農林水産業、下水処理等の分野の温室効果ガスの排出についても、

温暖化対策計画と整合する形で地域特性に応じ**少なくとも1つ以上の取組を実施**する計画となっていること 15



# 脱炭素先行地域とは

## 脱炭素先行地域とは

- 脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けて、自治体内（の一部の地域）において、①**民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ**を実現し、②運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する。
- **地域課題を解決し住民の暮らしの質の向上**を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%

地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）に基づき作成

# 脱炭素先行地域の類型

- 脱炭素先行地域の類型として以下の10パターンを想定
- 複数の類型を含むものや、ここに示されていない類型を対象とすることも可能です。

住生活エリア	住宅街・団地（戸建て中心）
	住宅街・団地（集合住宅中心）
ビジネス・商業エリア	地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街等）
	大都市の中心部の市街地（商店街・商業施設、オフィス街・業務ビル）
	大学、工業団地、港湾、空港等の特定サイト
自然エリア	農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）
	漁村（漁業操業区域や漁港を含む漁業が営まれるエリア）
	離島
	観光エリア・自然公園等
施設群	公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点状する場合を含む）

# (参考) 脱炭素先行地域設定のあり方

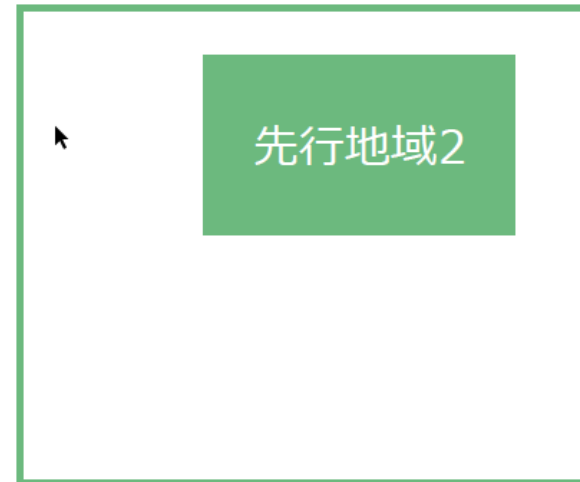
地方自治体全域を設定する場合

A村



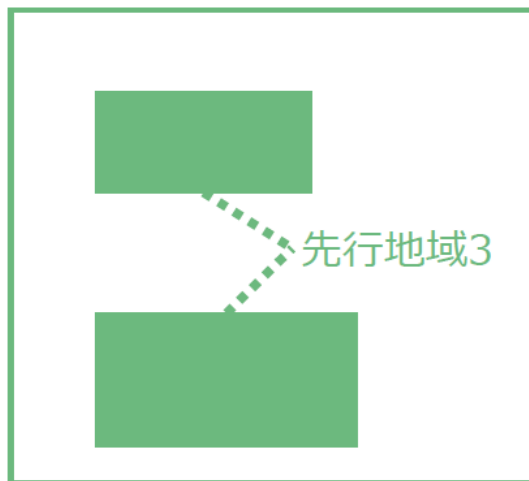
一部の地域を設定する場合

B市



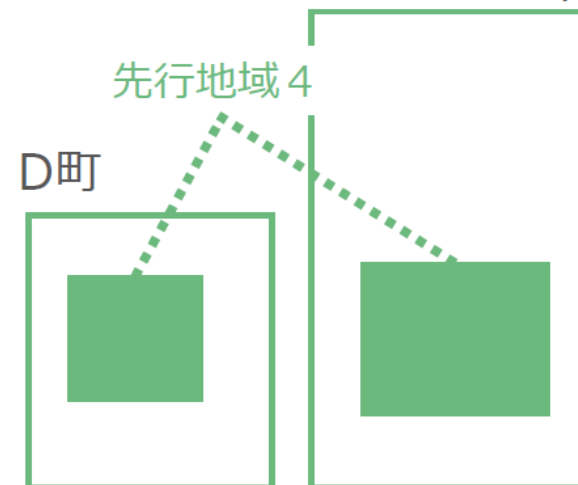
複数の地域を設定する場合

C町



複数の地方自治体で連携して地域を設定する場合

E市



# 脱炭素先行地域に関するスケジュール

## 2021年

12月24日 脱炭素先行地域の募集要項及びガイドブックを公表

12月27日 脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会

## 2022年

1月14日 地域脱炭素施策に関するブロック別説明会（近畿ブロック）

**1月25日 公募実施（2月21日締め切り）**

**春頃 脱炭素先行地域を選定、公表**

以降、順次公募実施

（2022年度から2025年度までの**各年度2回程度**を想定）



## ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**

(例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)

## ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地

(例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し再エネ設備を設置する事業)

## ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と 更新や改修時の**ZEB化誘導**

(例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)

## ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上

(例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)

## ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ** (再エネ電気×EV/PHEV/FCV)

(例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェア事業)

# (参考)重点対策のイメージ 地域共生・地域裨益型再エネの立地



一次産業と再エネの組合せ、土地の有効活用、地元企業による施工、収益の地域への還流、災害時の電力供給など、地域の環境・生活と共生し、地域の社会経済に裨益する再エネの開発立地を、できるだけ費用効率的に行う。そのために、市町村は、地域の再エネポテンシャルを最大限活かす導入目標を設定し、公共用地の管理者や農業委員会等と連携し、再エネ促進区域の選定（ポジティブゾーニング）、環境配慮や地域貢献の要件の設定や地域協議会の開催等を主体的に進める。

## 創意工夫例

- 営農型太陽光発電など一次産業と再エネの組合せ
- 未利用地や営農が見込まれない荒廃農地、ため池、廃棄物最終処分場等の有効活用
- 地元企業による設備工事の施工、地域金融機関の出資等による収益の地域への還流
- 既存の系統線や自営線等を活用した再エネの地産地消・面的利用
- エネルギー大消費地の大都市部と再エネポテンシャルの豊富な地方農山村の連携による再エネ開発と融通 等

## 絵姿目標

- 地域が主役になり、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業が全国各地で展開され、地域脱炭素の主役として貢献していることを一般化していくことを目指す

## 主要な政策対応

- 温対法の着実な施行
- 農山漁村再エネ法に基づく促進区域等の制度
- FIT制度の着実な実施・運用
- 再エネ事業支援ガイドブックの作成、地域共生型の優良な再エネ事業の顕彰及び広報等を通じた横展開 等

## 具体的な事例

- 匝瑳市 匝瑳メガソーラーシェアリング発電所（安定的・継続的農業経営への貢献）
- 北上市 市庁舎建設計画のあった遊休地に市が事業主体となり発電を実施
- 飯館村 村出資のSPCが太陽光と風力を連携運用（クロス発電）し設備利用率を底上げ
- 松前町 リエネ松前風力発電所（蓄電池を併設。再エネで地域を活性化し人口減少回避）
- 睦沢町 CHIBAむつざわエナジー（再エネ売電収益を利用した先進予防型まちづくり）
- 生駒市 いこま市民パワー（再エネ売電収益を利用した登下校見守りサービス等の提供）
- 横浜市と東北地方13市町村 再エネの開発・融通等のエネルギーに関する協力連携 等

※ 具体的な事例については、あくまで参考としての既存の取組事例であり、今後の先行地域や重点対策の選定とは関係ありません。

---

## 2. 地域脱炭素実現に向けた環境省施策

---

- (1) 地球温暖化対策推進法の改正
- (2) 地域脱炭素ロードマップ<sup>o</sup>
- (3) 支援パッケージ

# 地域脱炭素ロードマップ実現のための支援パッケージ

- 地域の脱炭素化を実現するため、脱炭素先行地域づくりや重点対策の全国実施など、今後5年間を集中期間として、あらゆる分野で脱炭素の取組を加速化
- 複数年度にわたる継続的、包括的な支援スキームとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、財政投融資を活用した出資制度を創設
- 府省庁間で連携しつつ、地域と暮らしに関する各分野の施策に着実に取り組み、現場レベルでは、国の地方支分部局が、地方環境事務所を中心に、水平連携

## ○脱炭素先行地域の選定

2030年度までに民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを実現する地域を少なくとも100カ所以上創出

## ○重点対策実施

国の基準・目標を上回るレベルの対策や、複数の重点対策を組み合わせる対策を実施

地方自治体等

民間等

### 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(200億円)

○複数の事業に対する複数年度にわたる交付として脱炭素先行地域での再エネ等設備、基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)、省エネ設備導入等を支援

### 民間等への出資(200億円)

○脱炭素事業に意欲的に取り組む民間事業者等への出資制度を創設

### その他の財政支援

公共施設のレジリエンス強化  
初期費用ゼロ型太陽光発電  
建築物ZEB-化、住宅ZEH化  
カーシェアリング 等を支援

### 地方環境事務所を中心とした積極支援

○地方環境事務所による支援  
各省地方支分部局と水平連携

○地域の検討支援、人材支援  
・地域の計画策定等支援事業  
・地域循環圏プラットフォーム事業

○情報支援  
・ゼロカーボンシティ基盤整備事業  
・再エネ情報提供システム整備事業





【令和4年度予算（案）20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

## 1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

## 2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続かつ包括的に交付金により支援します。

### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

### 2. 重点対策加速化事業への支援

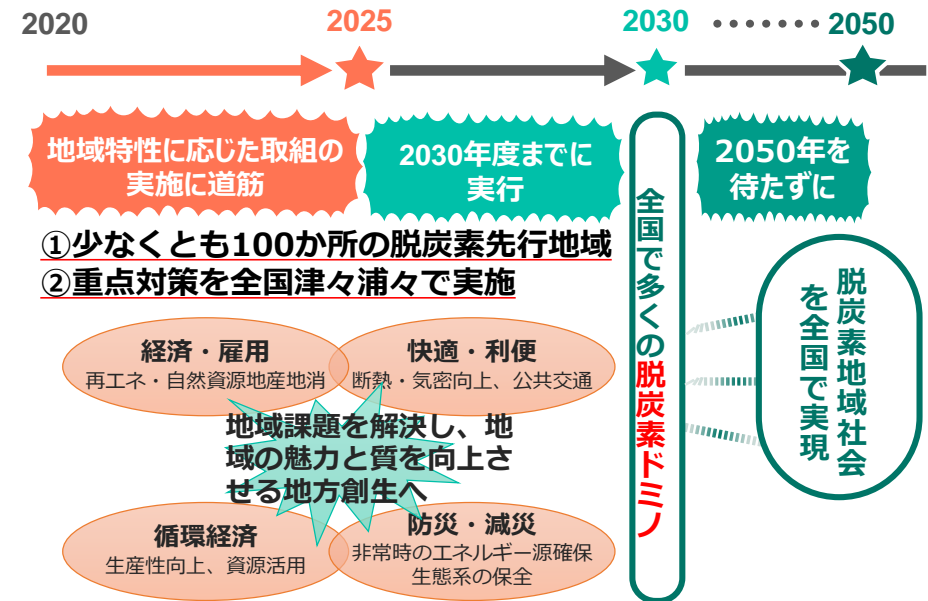
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

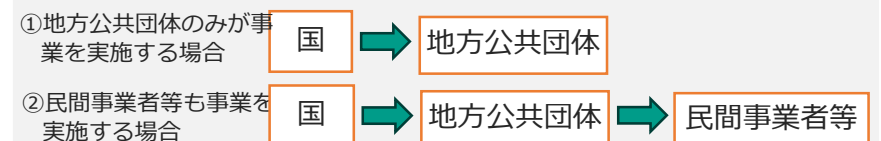
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※  
重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
  - 交付対象 地方公共団体等
  - 実施期間 令和4年度～令和12年度
- ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4

## 4. 事業イメージ



### <参考：交付スキーム>



## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p><b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p><b>②基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p><b>③省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b> (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p><b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b></p> <p><b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</b> (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p><b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b> (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p><b>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導</b> (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p><b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b> (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p><b>⑤ゼロカーボン・ドライブ※</b> (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p style="font-size: small;">〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3 <small>※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額</small>	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	



屋根置き自家消費型  
太陽光発電



木質バイオマス  
のエネルギー利用



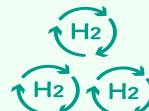
家畜排せつ物の  
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメント  
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の  
ZEB/ZEH



省エネ設備の  
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

# 地域における実施・支援体制を構築 ～ 国の水平連携 ～

- 国・地方自治体・金融機関・中核企業が連携し、地域脱炭素を実現

## 電気・ガス・石油事業者

- ・エネルギーインフラの確保
- ・営業網・ノウハウの活用

## 公共施設・学校・病院

- ・自家消費太陽光、ZEB化、木造化

## 小売店

- ・CO<sub>2</sub>削減にポイント付与
- ・食品廃棄削減、古着回収

## 工務店・工事店

- ・ZEH・ZEB、断熱改修
- ・屋根置き太陽光

## 商工会議所・中小企業

- ・省エネ再エネ投資
- ・サプライチェーン対応

## 交通機関・運輸・観光事業者

- ・電動車カーシェア、充電インフラ
- ・サステナブルツーリズム

## 農林漁業者・農業法人

- ・営農型太陽光発電、スマート農業
- ・森林整備

## サポート

- 温暖化センター、省エネセンター
- 大学・研究機関 等

地方自治体・  
金融機関  
中核企業等が  
主体的に参画



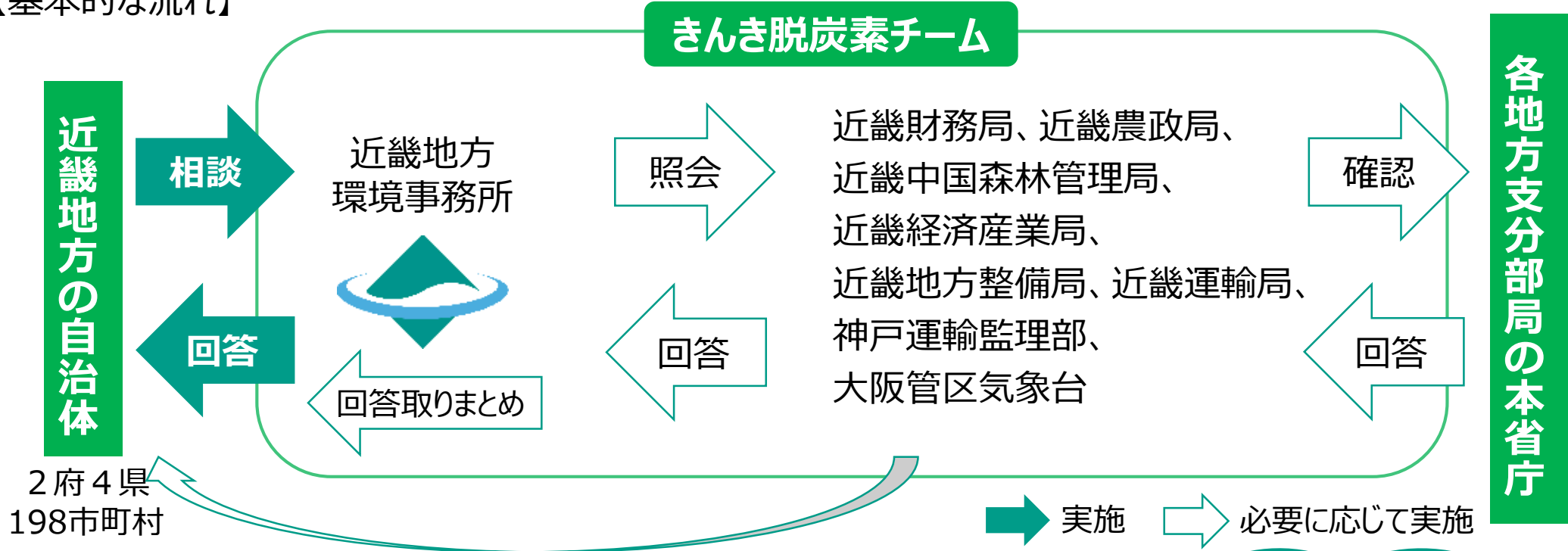
## 国の地方支分部局が縦割りを排して水平連携

- 連携枠組みや支援ツールを組み合わせることで支援
- 相談窓口体制を地方環境事務所が中心となって確保

きんき脱炭素チームの発足

# 脱炭素先行地域づくりに向けた「相談窓口」

【基本的な流れ】



【概要】

- 自治体からの脱炭素先行地域づくりに向けた相談を近畿地方環境事務所が受け、必要に応じて、きんき脱炭素チーム構成員に照会、**横断的な支援が可能か検討**する。
- 近畿地方環境事務所
  - 相談窓口、他の構成員への照会、回答の取りまとめ等
- 各構成員
  - 活用の可能性のある支援ツール等の回答、

【想定される相談例】

- 公共施設のZEBについて、事例や支援策等の情報が欲しい
- 営農型太陽光を検討しており、国の支援策について勉強会を開催してほしい など

※ 自治体から近畿地方環境事務所以外の構成員への相談を妨げるものではない。

# 新たな脱炭素ファンドの創設による民間投資の促進について



環境省では、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、民間企業等による意欲的な脱炭素事業への継続的・包括的な資金支援の一環として、**前例に乏しい、認知度が低い等の理由から資金供給が難しい脱炭素事業等に対する資金供給を行う新たな脱炭素ファンドの創設**を検討中。

【令和4年度財政投融资】200億円

## 支援対象

再エネや省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する効果的な事業やその事業を行う事業者。

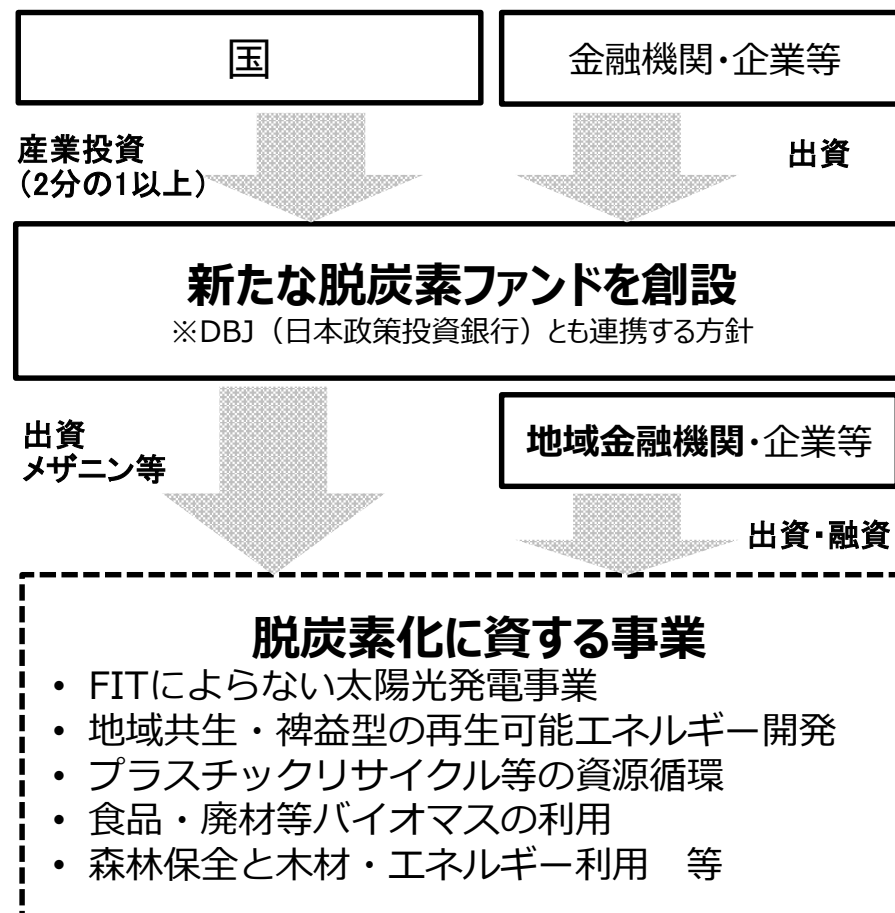
## 資金供給手法

出資、メザンファイナンス（劣後ローン等）、債務保証 等

## 新ファンドの組織概要

- 【名称】脱炭素化事業支援機構（仮称）
- 【形態】株式会社（環境大臣認可）
- 【設置期限】2050年度まで

※現在、エネルギー特別会計を原資に運営しているグリーンファンド（一般社団法人 グリーンファイナンス推進機構）における出資等の経験・知見の蓄積がベースとなる。





## お問合せ先

**環境省 近畿地方環境事務所  
環境対策課**

**最寄り駅：JR「桜ノ宮」駅  
TEL：06-6881-6503**